

羽城中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方 「潟上市いじめ防止基本方針より」

(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを児童生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(2) いじめの防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、教職員と学校関係者、関係機関等が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ということを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、児童生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない環境が形成されるように努めなければならない。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めることが大切である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童生徒及び保護者に周知することなど、児童生徒等がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めるものとする。

(4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行う必要がある。

実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校はいじめに対応する

ための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、児童生徒が大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、男鹿・潟上・南秋地域生徒指導研究推進協議会や市小・中学校生徒指導連絡協議会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素から情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図るほか、「24時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「子どもの人権110番」等、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

2 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 本校における取組

①「いじめの防止」 未然防止のための取組等

- ・授業や特別活動、部活動等、全教育活動の中で、他者との関わりを通じて「自分は人に必要とされている」、「人の役に立ててうれしい」などと感じることのできる活動を充実させることで自己有用感の醸成を図る。
- ・一人一人が活躍できる場を意図的に設定し、支援しながらその責任を全うさせ、充実感・達成感をもたせる。
- ・「分かる授業できる授業の構築」により「学ぶことの楽しさ」を実感させ、夢や希望をもって未来を切り拓いていける力を育てる。
- ・生徒会、生徒会委員会が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援する。

②「早期発見」 兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て

- ・月1回 学校生活アンケート 年3回封書提出方式等の学校生活アンケートの実施【5月連休明け（あなたの心は何点満点・いじめ実態調査）・7月（封書）・2月（封書）】。集計は入力シートに生徒の記載した文を全てそのままに入力する。（生徒の思いを勝手に判断しない）入力後、生徒指導部会・生徒指導対策委員会・企画委員会で確認後、全職員で情報を共有し、多面的に生徒を見とる。
- ・困ったことや悩みを本音で語り合えるように、生徒と学級担任、関係職員との信頼関係を築く。

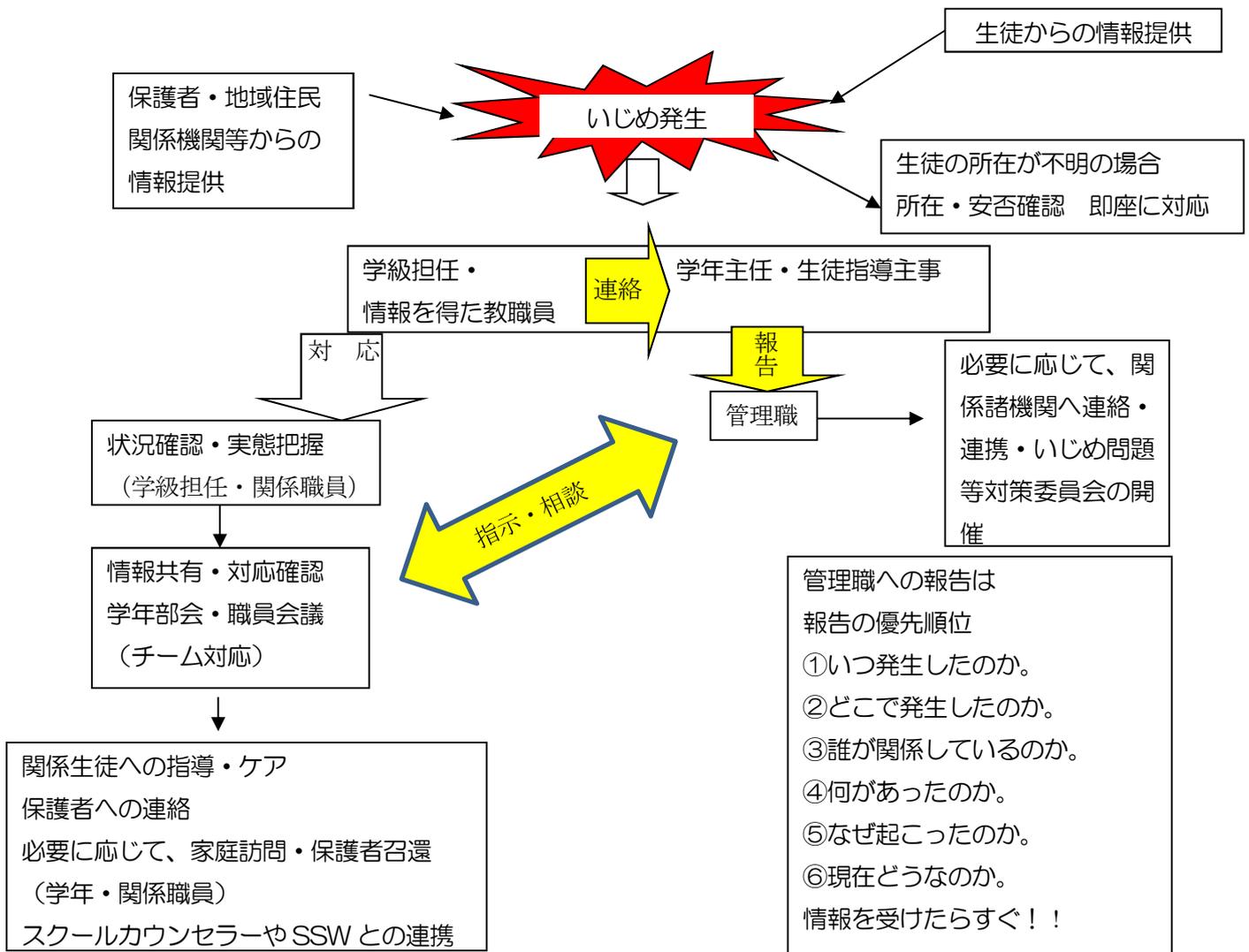
- ・克己ノート(生活ノート)の毎日の確認。日常の観察(学級担任・授業担当・部活動担当等) 生徒からの情報収集

③「いじめに対する措置」 いじめに対する対処

- ・情報をキャッチした際は、すぐに関係職員に報告・連絡・相談をする。一人で抱え込まず、個人で判断して行動することがないようにする。
- ・関係生徒への思いやりの見える対応を全職員で行い、心の通う生徒指導に努める
確認事項は、生徒指導部会・生徒指導対策委員会・企画委員会から学年部へ伝え、全教職員で情報を共有する。
- ・関係機関、スクールカウンセラー、SSW、潟上市福祉課など、状況に応じて適した機関との連携を図る。
- ・発達障害等の疑いのある生徒支援は、特別支援コーディネーターや教育センター特別支援班・きらり支援学校などから指導・助言を頂きながら特性に応じた対応を図る。

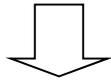
3 (重大) 事態への対処 組織図

いじめ発生後 対処の手順について



生徒の所在把握について 確認

朝 欠席・遅刻等の電話連絡⇒できるだけ学級担任・学年部へ代わる。

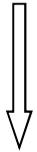


⇒本人からの場合は、保護者に代わってもらい確認

学級担任不在の場合

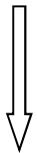
家庭連絡票を記入し学級担任の机上へ

朝学活 健康観察で欠席・遅刻者の確認 健康観察簿・黒板に記入



連絡のない生徒へは、すぐ確認・連絡を 本人が出ないときは、保護者へ連絡
職員室欠席黒板へ記入 (できるだけ1校時始まる前までに)⇒学年主任確認

授業 教科担任は、授業の始めに生徒の所在を確認。



所在不明の生徒がいる場合は、学級担任(学年部)へ連絡⇒保健室等を確認

保健室利用 授業中 容態・時刻を確認して職員室へ 付き添いを付ける。



↓ 職員室で<利用カード>をもらってから保健室へ

休み時間 次の授業の教科担任に伝え、職員室から<利用カード>
をもって保健室へ

容態に応じて 早退・休養・授業復帰 早退の場合は、必ず保護者へ連絡

放課後 部活動の最初・最後の見届けを

けがの場合は、すぐに保健室へ

職員間での確認事項

- いかなる理由であれ「いじめられた生徒の気持ち」を優先した指導、親身な対応を心掛ける。どっちもどっち・被害妄想的な場合でも、まずは話を聞く。その上で、両者の話・言い分を聞き、事実確認を十分に行って指導をする。
- いじめは、いつでもどこでも起こりうるものという危機意識をもつ。
- 早期発見のために・・・生徒の声・「克己ノート」・「学校生活アンケート」を利用し、生徒からの情報が得られやすいように生徒理解に努める。
- 毎月実施の「学校生活アンケート」の実施方法・確認事項を守り、事後の処理も迅速に行う。
- 不登校早期発見・防止のために、3日続けて休んだら家庭訪問を実施する。
- 不登校生徒等で「生徒指導ファイル」がある場合、週1回提出する。